

たま～に役立つ税の知識

【1】相続税

今回から相続税の具体的な計算方法を解説していききたいと思います。

まずは具体例を使いながら全体像を把握してみましょう。

<例 1>

相続人（法定相続人）： 配偶者乙、長男 A、長女 B（3人）

課税価格の合計額： 100,000,000 円（生前贈与加算、債務控除した後の金額です）

[(内訳)	乙	60,000,000 円
		A	20,000,000 円
		B	10,000,000 円

（相続税の速算表）

法定相続人の取得金額	税率	控除額	法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円	5,000万円超	30%	7,000千円
1,000万円超	15%	500千円	1億円超	40%	17,000千円
3,000万円超	20%	2,000千円	3億円超	50%	47,000千円

課税価格の合計額(単位：千円)		遺産に係る基礎控除額(単位：千円)		課税遺産総額(単位：千円)	
100,000		50,000 + 10,000 × 3 (法定相続人の数) = 80,000千円		20,000	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応じる各取得金額(単位：千円)		相続税の総額の基となる金額(単位：円)	
配偶者乙	1/2	10,000		10,000 × 10% =	1,000,000
長男 A	1/2 × 1/2	5,000		5,000 × 10% =	500,000
長女 B	1/2 × 1/2	5,000		5,000 × 10% =	500,000
合計 3人	1			相続税の総額	2,000,000

↑ 千円未満切捨て

↑ 百円未満切捨て

（各人の算出相続税額の計算）

項目	相続人等			合計
	配偶者乙	長男 A	長女 B	
相続税の総額				2,000,000
あん割合	0.60	0.20	0.10	1.00
算出相続税額	1,200,000	400,000	200,000	

じゃあ、上記の税額を納めればいいのか？ 否

配偶者の税額軽減

未成年者控除

障害者控除

相次相続控除

外国税額控除

などの控除がありますし、相続税の加算（2割）などがあります。

詳しくは次回以降。。。